

派遣受入期間の延長（派遣先）

派遣先は、事業所ごとの業務について、派遣元事業主から3年を超える期間継続して労働者派遣を受けようとするときは、あらかじめ、派遣先の労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者（以下、「過半数労働組合等」という。）に対して意見を聴かなければなりません。

※ 過半数労働組合等の意見を聴くことで派遣可能期間を延長できるとする趣旨は、派遣労働者の受入を一律に制限するのではなく、現場の実状等をよく把握している労使の判断に委ねることにする点にあります。

- 労働者の過半数を代表する者を選出する場合、
 - ① 労働基準法第41条第2号に規定する管理監督者でないこと
 - ② 労働者派遣の受入期間に係る意見を聴取される者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であることのいずれにも該当することが必要です。
- 派遣先は、事業所ごとに、**労働者派遣の役務の提供が開始された日から事業所単位の期間制限の一月前の日までの間（意見聴取期間）に手続を行わなければなりません。**
- 意見聴取の際、派遣先は、過半数労働組合等に、
 - ① 労働者派遣を受け入れようとする事業所その他派遣就業の場所
 - ② 延長しようとする派遣期間を書面により通知しなければなりません。
- 意見聴取にあたっては、通知から意見を聴くまでに十分な考慮期間を設けてください。

<意見聴取の例：過半数組合等への通知>

*年*月*日
〇〇商事労働組合委員長（労働者代表者） 殿
株式会社〇〇商事 富山支店 支店長 〇〇〇〇 印
派遣労働者の受入れについて
標記のことについて、派遣労働者を下記のとおり受入れるにあたり、労働者派遣事業の適正な運営及び派遣労働者の保護等に関する法律第40条の2第4項に基づき貴組合（貴代表者）から意見を求めますので、*年*月*日までにご回答ください。
記
1 派遣を受けようとする事業所 株式会社〇〇商事 富山支店
2 派遣受入期間（延長期間） *年*月*日～*年*月*日
3 参考資料 派遣労働者数及び無期雇用従業員の推移に関する資料

意見聴取内容の保存と周知

○ 派遣先は、

- ① 意見を聴取した過半数労働組合の名称又は過半数代表者の氏名
- ② 過半数労働組合等への通知事項及び通知日
- ③ 過半数労働組合等から意見を聴いた日及び当該意見の内容
- ④ 過半数労働組合等に対し説明した内容
- ⑤ 意見を聴いて、延長しようとする派遣可能期間を変更したときは、その変更した派遣可能期間

を書面に記載し、当該労働者派遣の終了の日から3年間保存しなければなりません。

<意見聴取を受けて派遣受入期間を変更した場合の書面例>

派遣受入期間を設定するにあたり、*年*月*日、〇〇商事労働組合委員長（労働者代表者）〇〇〇〇に対して、以下の通り意見聴取を行った。

記

1 通知事項

- (1) 派遣を受けようとする事業所
株式会社〇〇商事 富山支店
- (2) 派遣受入期間（延長期間）
*年*月*日～*年*月*日

2 意見内容 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（または別紙回答書のとおり）

3 当職から説明した内容 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

4 意見を受けて変更した派遣受入期間
*年*月*日～*年*月*日

*年*月*日

支店長 〇〇〇〇

○ この内容は、以下のいずれかの方法により事業所の労働者に周知してください。

- ① 常時各作業場の見やすい場所へ提示し、又は備え付けること。
- ② 書面を労働者に交付すること。
- ③ 電子計算機に備えられたファイル、磁気ディスクその他これらに準じる物に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

過半数労働組合等からの異議

○ 派遣先は、派遣可能期間の延長について意見を聴かれた過半数労働組合等が異議（派遣可能期間を延長することに反対する旨の意見のみならず、延長する期間を短縮する旨の意見や、例えば今回限り延長を認めるといった条件付き賛成の旨の意見も含まれます。）を述べたときは、事業所単位の期間制限の抵触日の前日までに、当該過半数労働組合等に対し、

- ① 延長しようとする期間及びその理由
- ② 過半数労働組合の異議（常用代替に関する意見に限る。）への対応に関する方針を説明しなければなりません。（法第40条の2第5項、則第33条の4第1項）

<過半数労働組合等から異議が提示された場合の対応例>

*年*月*日

〇〇商事労働組合委員長（労働者代表者） 殿

株式会社〇〇商事 富山支店
支店長 〇〇〇〇 印

派遣労働者の受入れについて

標記については、先般貴組合（貴殿）から派遣受入期間の短縮を求める意見が提出されましたが、当社としては意見を踏まえ、以下のとおり対応しますので、ご了承ください。

記

1 延長期間及び理由 *年*月*日～*年*月*日（〇〇〇〇〇〇〇〇のため）

2 異議への対応 〇〇〇〇〇〇〇〇とする

- 派遣先は、過半数労働組合等から、労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間が適当でない旨の意見を受けた場合には、当該意見に対する派遣先の考え方を過半数労働組合等に説明すること、当該意見を勘案して労働者派遣の役務の提供を受けようとする期間について再検討を加えること等により、過半数労働組合等の意見を十分に尊重するよう努めてください。

その他

- 派遣を受け入れる前に意見聴取をすることや、複数回分の意見聴取をまとめて一度の意見聴取で3年を超える期間延長することはできません。
- 派遣先は派遣可能期間を延長しようとする場合の過半数労働組合等からの意見の聴取及び過半数労働組合等が異議を述べた場合の当該過半数労働組合等に対する派遣可能期間の延長の理由等の説明を行うにあたっては、誠実にこれらを行うよう努めなければなりません。